

入湯税特別徴収の手引

加古川市

(令和2年10月)



はじめに

鉱泉浴場経営者の皆様におかれましては、本市税務行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

入湯税は、鉱泉浴場の入湯客にご負担いただき、鉱泉浴場経営者の皆様に徴収していただく方法により納入していただく税金です。本市では、入湯税を貴重な財源として観光振興事業等に充当し、まちづくりを進めるために活用させていただきます。

つきましては、この手引をご覧ください、入湯税の適正な課税についてご理解いただくとともに、入湯税の徴収及び申告・納入にご協力くださいますようお願いいたします。

目次

第1 入湯税の概要	1ページ
加古川市における入湯税の制度の概要、入湯税納入の流れ	
第2 納税義務者	2ページ
第3 課税免除	2ページ
小学生以下の方の利用、共同浴場又は一般公衆浴場での利用、 医療提供施設又は社会福祉施設での利用、 入湯に要する費用が1,000円以下の利用、学校行事での利用	
第4 税率	6ページ
第5 徴収の方法	6ページ
第6 特別徴収義務者	6ページ
第7 特別徴収の手続	6ページ
入湯税納入申告書の提出、入湯税の納入、求償権	
第8 入湯税経営申告書の提出	8ページ
第9 入湯税に係る帳簿の作成	8ページ
第10 延滞金	9ページ
第11 加算金	10ページ
過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、加算金の加重措置	
第12 実地調査	11ページ
第13 様式と記載例	12ページ
入湯税納入申告書、入湯税納入書、入湯税経営申告書、 入湯税に係る帳簿	
第14 参考(よくある質問)	20ページ
《入湯税関係例規集》	21ページ
市税条例、加古川市入湯税取扱要綱、地方税法、地方税法施行令	

第1 入湯税の概要

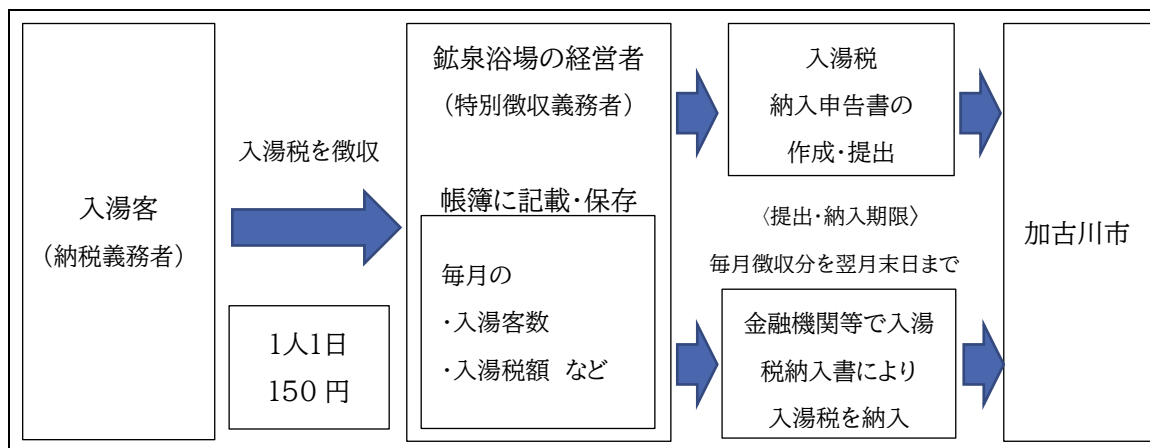
入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場の入湯客に課税するものです。

また徴収方法は、法律により鉱泉浴場経営者の皆様が、鉱泉浴場の入湯客から徴収していただき、本市に申告・納入していただく「特別徴収」の方法によるものと規定されています。

1 加古川市における入湯税の制度の概要

項目	内容
納税義務者	鉱泉浴場の入湯客
課税免除	① 小学生以下の方 ② 共同浴場・一般公衆浴場の鉱泉浴場に入湯される方 ③ 医療提供施設・社会福祉施設に設置された鉱泉浴場に入湯される方 ④ 入湯に要する費用として 1,000 円以下の料金(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)で利用される方(宿泊利用者を除く。) ⑤ 学校教育法に規定する学校(大学を除く。)が実施する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの方を引率する方
税率	1人1日につき 150 円(宿泊の場合は、1泊をもって1日とします。)
徴収の方法	特別徴収の方法によります。
特別徴収義務者	鉱泉浴場の経営者
特別徴収の手続	特別徴収義務者(鉱泉浴場の経営者)は、納税義務者(入湯客)から入湯税を徴収していただき、毎月末日(末日が土日・祝日の場合はその翌平日)までに前月分の施設利用者数、入湯客数、税額その他必要な事項を記載した入湯税納入申告書を提出していただくとともに、徴収した入湯税額を納入してください。
入湯税経営申告書の提出	① 鉱泉浴場を經營しようとする方は、經營を開始する前日までに、必要な事項を記載した入湯税経営申告書を提出してください。 ② 提出した入湯税経営申告書の事項に異動が生じたときは、直ちにその旨を記載した入湯税経営申告書を提出してください。
入湯税に係る帳簿の記載義務	特別徴収義務者は、入湯客数と入湯税額を記載した帳簿を作成し、1か月分の記載が完了した日から3年間保存してください。

2 入湯税納入の流れ



第2 納税義務者（市税条例第 110 条の 20）

入湯税の納税義務者は、鉱泉浴場において入湯される方です。

- ※ 「鉱泉浴場」とは、温泉法に規定する温泉を利用する浴場をいい、同法の温泉と類するもので、鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として認識されるものも含まれます。また、「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度(25℃以上)又は物質(総硫黄など)を有するもの」とされています。
- ※ 温泉を外から運んできて利用する、いわゆる「運び湯」による場合も、入湯税の課税の対象となります。
- ※ 鉱泉浴場を設置された宿泊施設では、原則として、宿泊者を鉱泉浴場の利用者とみなして入湯税を課します。ただし、個々の宿泊者の鉱泉浴場の利用の有無を把握することができる場合は、利用していない方に対しては入湯税を課しません。

第3 課税免除（市税条例第 110 条の 21）

次のいずれかに該当する方は、入湯税の課税が免除されます。

1 小学生以下の方

12 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある方は課税が免除されます。

- ※ 外国人の観光客であっても、上記の年齢条件を満たしている場合は、課税が免除されます。

2 共同浴場又は一般公衆浴場の鉱泉浴場に入湯される方

共同浴場又は一般公衆浴場は、日常生活の上で必要な施設であることから、当該施設の利用者については課税が免除されます。

(1)共同浴場

共同浴場とは、業として経営される浴場ではないもので、マンション、寮等に付設され、日常の利用に供されるものをいいます。

(2) 一般公衆浴場

一般公衆浴場とは、いわゆる「銭湯」のことであり、物価統制令の規定に基づき入浴料金が定められている公衆浴場をいいます。

3 医療提供施設又は社会福祉施設に設置された鉱泉浴場に入湯される方

医療提供施設又は社会福祉施設に設置された鉱泉浴場の利用は、保健衛生上の見地から日常生活の上で必要であるため課税が免除されます。

(1) 医療提供施設

医療提供施設とは、医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設(病院や診療所等)をいいます。

(2) 社会福祉施設

社会福祉施設とは、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設(老人ホームやデイサービス施設等)をいいます。

4 入湯に要する費用として 1,000 円以下の料金(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)で利用される方(宿泊利用者を除く。)

鉱泉浴場が設置された施設において、入湯に要する費用として 1,000 円以下(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下同じ。)の料金で鉱泉浴場を利用する方は課税が免除されます。ただし、当該施設に宿泊される方については、入湯に要する費用が 1,000 円以下であっても課税となります。

(1) 入湯に要する費用

入湯に要する費用とは、入館料、休憩料又は入湯料等の名称にかかわらず、当該鉱泉浴場を利用するために支払う料金のことをいいます。

(2) 入湯に要する費用の具体例

ア. 入湯行為以外の料金が含まれる場合

タオルや食事等が付いてくるセット料金等が設定されている場合は、入湯行為のみに対する料金が明示され、かつ、その料金で実際に施設が利用可能であるときは、その「入湯行為のみに対する料金」が入湯に要する費用となります。

なお、入湯行為のみに対する料金設定等がなく、セット料金等の設定しかない場合は、「そのセット料金等の金額」が入湯に要する費用となります。

【例1】入湯行為のみに対する料金設定がある場合 <課税免除のケース>

- ①入湯行為＋タオルセット料金……1,200 円
- ②入湯行為＋タオル＋食事セット料金…2,200 円
- ③入湯行為のみに対する料金…… 800 円

入湯行為のみに対する料金で鉱泉浴場の利用が可能であるため、③の料金が課税免除の適用となるかが判断基準になります。この場合は、全ての料金設定で入湯税の課税が免除されます。

【例2】入湯行為のみに対する料金設定がない場合 <課税されるケース>

- ①入湯行為＋タオルセット料金……1,200 円
- ②入湯行為＋タオル＋食事セット料金…2,200 円
- ③入湯行為＋食事セット料金……1,800 円

入湯行為のみの利用ができず、セット料金での利用しかできないため、利用された方が支払ったセット料金の額が課税免除の適用となるかが判断基準になります。この場合は、全ての料金設定で入湯税が課税されます。

イ. 延長料金等の追加料金が発生する場合

延長料金等の追加料金が発生する場合は、「追加料金を含めた料金」が入湯に要する費用となります。

ウ. 曜日又は期間によって利用料金が異なる場合

曜日又は期間(キャンペーン期間等)によって利用料金が異なる場合は、「利用する日の料金」が入湯に要する費用となります。

エ. 無料券・割引券・ポイントカード等を使用する場合

無料券を使用する場合は、入湯に要する費用は 0 円ですので、課税免除の対象となります。また、割引券や自社のポイントカード等を使用する場合は、割引等適用後の実際に支払う料金が、入湯に要する費用となります。(ただし、自社が発行しないポイントで、一定汎用性のあるものの利用によって支払う料金が減少する場合には、ポイント利用前の料金を入湯に要する費用とします。)

なお、無料券が施設利用前に売買されたものである場合は、その名称(「無料券」「優待券」など)にかかわらず、売買した際の金額を含んだ額が入湯に要する費用となります。

【例1】割引券を利用した場合

1 回の利用料金が 1,200 円(税抜)の施設について、割引券(300 円分)を利用した場合、実際に支払った料金は 900 円となります。

したがって、この場合、1 回の利用料金を支払って利用する場合は、入湯税

の課税対象となりますが、割引券を使って利用する場合は、入湯に要する費用が1,000 円以下となるため、課税免除の対象となります。

【例2】優待券を購入した場合

1 回の利用料金が1,200 円(税抜)の施設について、優待券(500 円分)を施設利用前に 200 円で購入された方が、現金 700 円と優待券を使って利用した場合は、入湯に要した金額は 900 円となります。

したがって、この場合、1回の利用料金を支払って利用する場合は、入湯税の課税対象となりますが、優待券を使って利用する場合は、入湯に要した金額が1,000 円以下となるため、課税免除の対象となります。

オ.回数券を使用する場合

回数券を使用する場合は、1 枚あたりの単価で判断します。

【例】入湯に要する費用が1,200 円(税抜)の施設について、回数券(10 枚綴り)を 10,000 円で購入した場合の1枚あたりの単価は、 $10,000 \text{ 円} \div 10 \text{ 枚} = 1,000 \text{ 円/枚}$ となります。

したがって、この場合、1回の利用料金を支払って利用する場合は、入湯税の課税対象となりますが、回数券を利用する場合は、入湯に要する費用が1枚あたり 1,000 円以下となるため、課税免除の対象となります。

- 5 学校教育法に規定する学校(大学を除く。)が実施する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの方を引率する方
学校(学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する方は課税が免除されます。

(1)学校

学校とは、具体的に、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。

※ 専修学校(いわゆる専門学校)、各種学校、海外の学校の生徒等は、学校行事であっても課税となります。

(2)修学旅行その他の行事

修学旅行その他の行事とは、遠足や学校教育活動の一環として行われる部活動などの学校教育上の観点から行われる行事をいいます。

(3)引率する方

引率する方とは、引率を行う教師や部活動におけるコーチやスポーツトレーナーなどの学校関係者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒の介助をする保護者や看護師等をいいます。旅行業者の添乗員やカメラマン、スポーツ大会などの応援のために参加する保護者などは該当しません。

第4 税率（市税条例第 110 条の 22）

入湯税の税率は1人1日につき 150 円です。

なお、宿泊を伴う場合には、1泊をもって1日となります。この「宿泊」とは、旅館業法または住宅宿泊事業法に規定する、寝具を使用して施設を利用することをいいます。ただし、2暦日にわたらない場合（いわゆるデイクース）は宿泊に該当しません。

- ※ 1日のうちに複数の鉱泉浴場を利用する場合は、鉱泉浴場ごとに 150 円の入湯税が課税されます。ただし、1日のうちに同一の鉱泉浴場を複数回利用する場合は、150 円のみ入湯税が課税されます。
- ※ 宿泊を伴わず、2暦日にわたって継続して鉱泉浴場に滞在する場合の入湯については、滞在開始時刻の属する日の1日の入湯とします。
- ※ 3暦日目以降も継続して鉱泉浴場に滞在する場合の2暦日を超える部分については、暦日ごとに入湯税が課税されます。

第5 徴収の方法（市税条例第 110 条の 23）

入湯税の徴収は、特別徴収の方法により行っていただきます。

特別徴収とは、地方税法及び加古川市市税条例の規定により指定された特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）の方に、納税義務者（入湯客）から入湯税を徴収していただき、加古川市に納入していただく方法です。

第6 特別徴収義務者（市税条例第 110 条の 24）

鉱泉浴場の経営者の方を特別徴収義務者に指定しています。

第7 特別徴収の手続（市税条例第 110 条の 24）

前月中に納税義務者から徴収していただいた納入金は、毎月末日（末日が土日・祝日の場合はその翌平日）までに入湯税納入申告書（12 ページ）を作成し、ご提出いただくとともに納入金額を、金融機関等を通じて、入湯税納入書（14 ページ）により納入してください。

1 入湯税納入申告書の提出

毎月末日（末日が土日・祝日の場合はその翌平日）までに、前月分の入湯客数等の必要な事項を記入した入湯税納入申告書を加古川市長あてにご提出ください（宛先は7ページをご参照ください）。記載方法については、13 ページの記載例をご覧ください。

(1)窓口での提出

窓口へお持ちいただく場合は、加古川市役所 新館2階 市民税課までお願い
します。

(2) 郵便又は信書便での提出

下記宛先へ送付してください。申告書等の控用の返信を希望される場合は、
返信用の封筒・切手を同封していただきますようお願いいたします。

なお、郵便又は信書便を利用された場合の提出日は、通信日付印の日付が提
出日となります。

【宛先】

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000
加古川市役所 市民税課 諸税係

2 入湯税納入書による納入

納入金については、毎月末日(末日が土日・祝日の場合はその翌平日)までに前
月分の納入金額を納入場所(市役所・金融機関等)を通じて、入湯税納入書により
納入してください。記載方法については、15 ページの記載例をご覧ください。

【納入場所】

①	加古川市役所本庁・各市民センター・東加古川市民総合サービスプラザ	
②	指定金融機関及び以下の収納代理金融機関	
	銀 行	三井住友、みなと、りそな、但馬、山陰合同、中国、百十四
	信用金庫	但陽、姫路、播州、兵庫、日新、西兵庫
	信用組合	大阪協栄(加古川支店)、近畿産業、兵庫県(加古川支店・稲美支店)、 淡陽(加古川支店)、兵庫ひまわり(加古川支店)
	農 協	兵庫南、加古川市南
	労働金庫	近畿

※郵便局・ゆうちょ銀行では納付できませんのでご注意ください。

3 求償権

入湯税の納税義務者が特別徴収義務者に入湯税額を支払わなかった場合や納税
義務者から入湯税額を徴収することを忘れてしまった場合、特別徴収義務者は、そ
の納税義務者に対して求償権を有します。

したがって、入湯税について申告・納入していただく際には、徴収できなかった
入湯税額等を、徴収すべきであった日(鉱泉浴場の利用日)の入湯客数や納入金の
額等に含めて申告・納入してください。

第8 入湯税経営申告書の提出 (市税条例第 110 条の 26)

1 新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、入湯税経営申告書(16 ページ)を作成し、経営を開始する日の前日までに加古川市長あてにご提出ください(宛先は冊子裏面をご参照ください)。

記載方法については、17 ページの記載例をご覧ください。

なお、入湯税経営申告書を提出する際は次の書類を添付してください(入湯税を徴収していただく必要がある鉱泉浴場かどうかの確認に使用します。)

【添付書類】

- ・温泉利用許可書の写し
- ・公衆浴場営業許可書の写し(鉱泉浴場が公衆浴場である場合)
- ・旅館業営業許可書の写し(鉱泉浴場を備えたホテル、旅館又は簡易宿所である場合)
- ・施設の利用料金がわかる書類(パンフレットなど)

2 申告した内容に異動があったとき

申告いただいた事項に異動が生じた場合は、直ちにその旨を記載した入湯税経営申告書とその旨を証する添付書類をご提出ください。

注意 入湯税を徴収していただく必要のない場合であっても、入湯税経営申告書については、鉱泉浴場を経営する全ての方に、必ず提出していただく必要があります。

第9 入湯税に係る帳簿の作成(市税条例第110条の27)

特別徴収義務者(共同浴場、一般公衆浴場又は鉱泉浴場が設置された医療提供施設もしくは社会福祉施設の経営者は除く。)は、納税義務者から徴収した入湯税額について、入湯税に係る帳簿(18 ページ)を月毎に作成し、その帳簿は閉鎖後(1か月分の記載が完了した日から)3年間保存してください。記載方法については、19 ページの記載例をご覧ください。なお、帳簿につきましては、必要事項が網羅されたものであれば、任意の様式で差し支えありません。

【保存期間の例】

令和3年10月分(10月1日～10月31日分)の場合は、閉鎖日(10月31日)の翌日(11月1日)から3年後(令和6年)の10月31日までとなります。

第10 延滞金（地方税法第 701 条の 10、第 701 条の 11）

納期限後に納入される場合は、納期限の翌日から納入した日までの期間の日数に応じて延滞金がかかる場合があります。

なお、延滞金額は次に掲げる計算方法により算出します。

1 法定納期限の翌日から1月を経過する日まで

当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合）に年1%の割合を加算した割合）に年1%の割合を加算した割合か、年 7.3%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額となります。

2 1の期間の翌日以降

1の期間の翌日以降は延滞金特例基準割合に年 7.3%を加算した割合か、年 14.6%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額となります。

第11 加算金（地方税法第 701 条の 12、第 701 条の 13）

過少申告された場合には、過少申告加算金が、期限までに申告されなかった場合には不申告加算金が課されます。加算金等が課される場合・割合は次のとおりです。

区 分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加 算 金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第 701 条の 12 第 1 項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は 50 万円のいずれか多い金額を超える部分については 5%を加算)
不 申 告 加 算 金	期限後に申告があった場合、または期限までに申告がないため、決定があった場合 (法第 701 条の 12 第 2 項第 1 号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50 万円を超える部分については 5%を加算) (法第 701 条の 12 第 3 項)
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第 701 条の 12 第 2 項第 2 号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第 701 条の 12 第 2 項第 3 号)	
	期限後に、申告があった場合で、市長の調査による決定があるべきことを予知したものでないとき (法第 701 条の 12 第 5 項)	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告をしているとき (法第 701 条の 13 第 1 項)	不足税額×35%
	不申告や納期限後に申告があった場合で、二重帳簿等によって故意に税額を免れようとしたとき (法第 701 条の 13 第 2 項)	不足税額×40%
加算金の 加重措置	申告書の期限後提出または更正決定があった日の前日から5年以内に不申告加算金及び重加算金を徴収されたことがある場合 (法第 701 条の 12 第 4 項、第 701 条の 13 第 3 項)	上記加算金の割合+10% (期限後に申告があった場合で、市長の調査による決定があるべきことを予知したものでないときを除く)

「法」・・・この項目の法とは地方税法を意味します。

第12 実地調査（地方税法第 701 条の 5）

加古川市では適正・公平な課税の確保及び公平な税負担を図る観点から、入湯税に関する調

査を行います。調査に際しては、電話や文書などでお尋ねしたり、市民税課の職員が、顔写真付きの「検税吏員証」を携帯して直接現地にお伺いし、入湯税に関する資料(帳簿等)の提示をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

第13 様式と記載例

1- 1 入湯税納入申告書

入湯税納入申告書 (年 月 分)

受付印

年 月 日

加古川市長様

鉱泉浴場施設の所在地		〒 -
鉱泉浴場施設の名称		(フリガナ)
特別徴収義務者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	〒 - (電話番号 - -)
	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	(フリガナ)
担当者の氏名及び電話番号	(電話番号 - -)	

加古川市市税条例第110条の24第3項の規定により、次のとおり申告します。

		宿泊利用	日帰り利用
当該施設の利用者総数 ①		人	人
入湯客総数 (課税標準) ②		人	人
課税免除となる入湯客数	小学生以下 (※1) ㉗	人	人
	1,000円以下 (※2) ㉘		人
	修学旅行 その他学校行事 (※3) ㉙	人	人
	その他 ㉚	人	人
	合 計 ③ (㉗+㉘+㉙+㉚)	人	人
課税対象となる入湯客数 ④ (②-③)		人	人
課税対象となる入湯客数合計 ⑤ (④の合計)			人
納入すべき入湯税額 ⑥ (⑤×150)			円
備考			

※1 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
※2 入湯に要する費用として1,000円以下の料金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を負担して入湯する者
※3 学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者

1-2 入湯税納入申告書(記載例)

入湯税納入申告書 (令和 3 年 10 月 分)

受付印		令和 3 年 11 月 15 日
加 古 川 市 長 様		
鉱泉浴場施設の所在地		〒 675 - XXXX 加古川市野口町良野〇〇〇〇番地
鉱泉浴場施設の名称		(フリガナ) ホテル〇〇〇〇 ホテル〇〇〇〇
特 別 徴 収 義 務 者	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)	〒 675 - XXXX 加古川市加古川町北在家〇〇〇〇番地 (電話番号 079 - 421 - XXXX)
	氏名(法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)	(フリガナ) ホテル〇〇〇〇 株式会社 ホテル〇〇〇〇
	担 当 者 の 氏 名 号 及 び 電 話 番 号	
	経理担当 加古川 太郎 (電話番号 079 - 421 - XXXX)	

加古川市市税条例第110条の24第3項の規定により、次のとおり申告します。

		宿 泊 利 用	日 帰 り 利 用
当 該 施 設 の 利 用 者 総 数 ①		2,240 人	433 人
入 湯 客 総 数 (課 税 標 準) ②		2,240 人	433 人
課税免除となる入湯客数	小学生以下(※1) ㊦	369 人	47 人
	1,000円以下(※2) ㊧		386 人
	修学旅行 その他学校行事(※3) ㊨	89 人	0 人
	その他 ㊩	0 人	0 人
	合 計 ③ (㊦+㊧+㊨+㊩)	458 人	433 人
課 税 対 象 と な る 入 湯 客 数 ④ (㊦-㊩)		1,782 人	0 人
課 税 対 象 と な る 入 湯 客 数 合 計 ⑤ (④の合計)		1,782	人
納 入 す べ き 入 湯 税 額 ⑥ (⑤×150)		267,300	円
備 考			

※1 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
 ※2 入湯に要する費用として1,000円以下の料金(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)を負担して入湯する者
 ※3 学校(学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。))及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者

2-1 入湯税納入書

市町村コード
282103
兵庫県
加古川市

口 座 番 号

加 入 者

入湯税領収証書

公

納期限

年 月 日

額 収 日 付 印

上記のとおり領収しました。
(納入者保管)

市町村コード
282103
兵庫県
加古川市

口 座 番 号

加 入 者

入湯税納入書

公

納期限

年 月 日

額 収 日 付 印

上記のとおり納入します。
〔取扱金融機関
又は郵便局保管〕

市町村コード
282103
兵庫県
加古川市

口 座 番 号

加 入 者

入湯税納入済通知書

公

納期限

年 月 日

額 収 日 付 印

上記のとおり通知します。
(市役所保管)

2-2 入湯税納入書(記載例)

市町村コード			入湯税納入済通知書 (公)		
282103	兵庫県	加古川市			
口 座 番 号	加 入 者				
01180-3-9800053	加古川市会計管理者				
(特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称)					
加古川市加古川町北在家XXXX					
株式会社 ホテル〇〇〇〇〇					
年度	処理事項	管 理 番 号			
3					
令和 3 年 10 月 分	申告年 月	申告区分			
税 額 01	申告修正 決定	申告修正 決定			
延 滞 金 02					
過少申告加算金 03					
不申告加算金 04					
重 加 算 金 05					
合 計 額 06					
納 期 限	令和 3 年 11 月 30 日	領 収 日 付 印			
取りまとめ 金 融 機 関	三 井 住 友 銀 行	加 古 川 支 店			
加古川市会計管理者様					
上記のとおり通知します。 (市役所保管)					

市町村コード			入湯税納入書 (公)		
282103	兵庫県	加古川市			
口 座 番 号	加 入 者				
01180-3-9800053	加古川市会計管理者				
(特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称)					
加古川市加古川町北在家XXXX					
株式会社 ホテル〇〇〇〇〇					
年度	処理事項	管 理 番 号			
3					
令和 3 年 10 月 分	申告年 月	申告区分			
税 額 01	申告修正 決定	申告修正 決定			
延 滞 金 02					
過少申告加算金 03					
不申告加算金 04					
重 加 算 金 05					
合 計 額 06					
納 期 限	令和 3 年 11 月 30 日	領 収 日 付 印			
日 計	口 座 番 号	日 付 印			
上記のとおり納入します。 〔取扱金融機関 (又は郵便局保管)〕					

市町村コード			入湯税領収証書 (公)		
282103	兵庫県	加古川市			
口 座 番 号	加 入 者				
01180-3-9800053	加古川市会計管理者				
(特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称)					
加古川市加古川町北在家XXXX					
株式会社 ホテル〇〇〇〇〇					
年度	処理事項	管 理 番 号			
3					
令和 3 年 10 月 分	申告年 月	申告区分			
税 額 01	申告修正 決定	申告修正 決定			
延 滞 金 02					
過少申告加算金 03					
不申告加算金 04					
重 加 算 金 05					
合 計 額 06					
納 期 限	令和 3 年 11 月 30 日	領 収 日 付 印			
上記のとおり領収しました。 (納入者保管)					

3-1 入湯税経営申告書

入湯税経営申告書		
年 月 日 加古川市長様		
申告者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	〒 - (電話番号 - -)
	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	(フリガナ)
担当者の氏名	番号	(電話番号 - -)

加古川市市税条例第110条の26の規定により、次のとおり申告します。

申告事由	☐ 開始 ☐ 変更 ☐ 廃止 ☐ その他 ()		
上記申告事由の発生日	年 月 日		
鉱泉浴場施設の所在地	〒 -		
鉱泉浴場施設の名称	(フリガナ)		
鉱泉浴場施設の種類	☐ 公衆浴場 (☐ 一般 ☐ その他) ☐ ホテル、旅館又は簡易宿所 (日帰り利用 ☐ 可 ☐ 不可) ☐ その他 ()		
日帰り利用に係る入湯に要する費用 (消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)	【全ての料金の区分を記入してください。】 円		
温泉法による温泉利用許可日	年 月 日		
公衆浴場法による営業許可日	年 月 日		
旅館業法による営業許可日	年 月 日		
備考			
※処理事項			添付書類 ・温泉利用許可書（写し） ・公衆浴場営業許可書（写し） ・旅館業営業許可書（写し） ・施設の利用料金がわかる書類

注 1 該当する□にレ印をつけてください。
 2 ※印欄には記入しないでください。
 3 ご記入いただいた内容に変更が生じた場合は、直ちに変更内容を申告してください。その場合は、変更点のみご記入ください。

3-2 入湯税経営申告書(記載例)

入湯税経営申告書	
令和 3 年 10 月 XX 日 加古川市長様	
申告者	〒 675 - XXXX 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 加古川市加古川町北在家〇〇〇〇番地 (電話番号 079 - 421 - XXXX)
	(フリガナ) ホテル〇〇〇〇 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 株式会社 ホテル〇〇〇〇
担当者の氏名及び電話番号	経理担当 加古川 太郎 (電話番号 079 - 421 - XXXX)

加古川市市税条例第110条の26の規定により、次のとおり申告します。

申告事由	☒ 開始 ☐ 変更 ☐ 廃止 ☐ その他 ()
上記申告事由の発生年月日	令和 3 年 10 月 XX 日
鉱泉浴場施設の所在地	〒 675 - XXXX 加古川市野口町良野〇〇〇〇番地
鉱泉浴場施設の名称	(フリガナ) ホテル〇〇〇〇 ホテル〇〇〇〇
鉱泉浴場施設の種類	☐ 公衆浴場 (☐ 一般 ☐ その他) ☒ ホテル、旅館又は簡易宿所 (日帰り利用 ☒ 可 ☐ 不可) ☐ その他 ()
日帰り利用に係る入湯に要する費用 (消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)	【全ての料金の区分を記入してください。】 入湯のみ 900円 入湯＋タオル 1,200円 入湯＋タオル＋食事 2,800円 円
温泉法による温泉利用許可日	令和 3 年 10 月 XX 日
公衆浴場法による営業許可日	令和 年 月 日
旅館業法による営業許可日	令和 3 年 10 月 XX 日
備考	
※処理事項	添付書類 ・温泉利用許可書（写し） ・公衆浴場営業許可書（写し） ・旅館業営業許可書（写し） ・施設の利用料金がわかる書類

注 1 該当する□にレ印をつけてください。
 2 ※印欄には記入しないでください。
 3 ご記入いただいた内容に変更が生じた場合は、直ちに変更内容を申告してください。その場合は、変更点のみご記入ください。

4-1 入湯税に係る帳簿

入湯税に係る帳簿簿

[illegible][illegible]

4-2 入湯税に係る帳簿(記載例)

入 湯 税 に 係 る 帳 簿

令和 3 年 10 月分

鉱泉浴場施設の名称															
日	当該施設の 利用有数 (人) ①	入湯客総数 (課税種別) (人) ②	入 湯 客 数 (人)				入湯客総数 (課税種別) (人) ②'	課 税 免 除 と な る 人 湯 客 数 (人)				入湯客総数 (課税種別) (人) ②'	課税対象となる 入湯客数 (人) ②' - ②	課税対象となる 入湯客数合計 (人) ⑤ (②+②')	納入すべき 納入金の額 (円) (⑤×150)
			小学生以下 の(※1) ③	1,000円以下 の(※2) ④	その他 ⑤	合計② (③+④+⑤+⑥)		小学生以下 の(※1) ③'	1,000円以下 の(※2) ④'	その他 ⑤'	合計②' (③'+④'+⑤'+⑥')				
1	62	62	13				49	12	12	0	12		0	49	7,350
2	57	57	10				47	8	8	0	8		0	47	7,050
3	56	56	8				48	9	9	0	9		0	48	7,200
4	68	68	18				50	13	13	2	11		13	50	7,500
5	100	100	24				76	23	23	5	18		23	76	11,400
6	111	111	21				90	28	28	7	21		28	90	13,500
7	67	67	7				60	11	11	0	11		11	60	9,000
8	73	73	10				63	13	13	1	12		13	63	9,450
9	56	56	5				51	8	8	0	8		8	51	7,650
10	57	57	4				53	7	7	0	7		7	53	7,950
11	69	69	10				59	5	5	0	5		5	59	8,850
12	104	104	18				86	10	10	2	8		10	86	12,900
13	105	105	23				82	12	12	2	10		12	82	12,300
14	55	55	3				52	8	8	0	8		8	52	7,800
15	60	60	9				51	13	13	0	13		13	51	7,650
16	50	50	8				42	9	9	0	9		9	42	6,300
17	65	65	11				54	11	11	1	10		11	54	8,100
18	122	122	5		89		28	35	35	3	32		35	28	4,200
19	83	83	15				68	29	29	0	29		29	68	10,200
20	95	95	20				75	26	26	6	20		26	75	11,250
21	60	60	12				48	19	19	2	17		19	48	7,200
22	63	63	8				55	11	11	0	11		11	55	8,250
23	45	45	5				40	6	6	0	6		6	40	6,000
24	50	50	6				44	13	13	1	12		13	44	6,600
25	93	93	16				77	7	7	0	7		7	77	11,550
26	100	100	28				72	25	25	7	18		25	72	10,800
27	78	78	13				65	15	15	0	15		15	65	9,750
28	60	60	14				46	8	8	1	7		8	46	6,900
29	56	56	9				47	13	13	2	11		13	47	7,050
30	46	46	5				41	11	11	1	10		11	41	6,150
31	74	74	11				63	15	15	4	11		15	63	9,450
合計	2,240	2,240	369		89	0	458	433	433	47	386	0	433	1,782	267,300

注 1 入湯税に係る入湯客数は、1,000円以下の入湯客(入湯客数)と入湯客数(入湯客数)とを合算して入湯客とする。
 注 2 入湯税に係る入湯客数は、1,000円以下の入湯客(入湯客数)と入湯客数(入湯客数)とを合算して入湯客とする。
 注 3 入湯税(入湯客数)は、入湯税(入湯客数)と入湯客数(入湯客数)とを合算して入湯客とする。
 注 4 この帳簿は3年間保存していただく。

第14 参考(よくある質問)

Q1 日帰り利用施設を利用された方から、浴場(お風呂場)は利用したけれど鉱泉(温泉)を使った浴槽には入っていないとの申出がありました。この場合、入湯税は課されますか。

A 1 入湯税は、温泉を使った浴槽の利用の有無にかかわらず、鉱泉浴場(温泉を使用した浴槽を備えた浴場)を利用された方に課税されます。

Q2 宿泊利用されている方から、病気や怪我などにより浴場を利用していないとの申出がありました。この場合、入湯税は課されますか。

A 2 鉱泉浴場が設置された宿泊施設におきましては、原則として、宿泊者の方は鉱泉浴場を利用された方とみなして、入湯税が課されます。ただし、宿泊者の方個々の鉱泉浴場の利用の有無を把握することができる場合は、鉱泉浴場を利用していない方に対しては入湯税を課しません。

Q3 部活動の全国大会に参加するために高校生とその学校の先生のほか、応援に来られた保護者の方が宿泊利用されました。この場合、保護者の方は課税免除になるのでしょうか。

A 3 学校等(大学を除く。)が実施する行事に参加している生徒や引率を行う学校関係者の方は入湯税の課税が免除されますが、応援に来られた保護者の方は、入湯税が課税されます。詳しくは、5ページをご覧ください。

Q4 日帰り利用される方で、利用料金が1,000円以下で利用した場合は課税免除になると聞いていますが、詳しく教えてください。

A 4 鉱泉浴場を利用するために支払う料金が1,000円以下(消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。)で日帰り利用される方は、入湯税の課税が免除されます。詳しくは、3～5ページをご覧ください。または、冊子裏面の「お問合せ先」までお問い合わせください。

《入湯税関係例規集》

1 加古川市市税条例(抄)

第3章 目的税

第1節 入湯税

(入湯税の納税義務者等)

第 110 条の 20 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第 110 条の 21 次に掲げる者の鉱泉浴場における入湯に対しては、入湯税を課さない。

(1) 満 12 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある者

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場(公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統制令(昭和 21 年勅令第 118 号)第4条の規定に基づき入浴料金が定められているものをいう。第 110 条の 27 第1項において同じ。)に入湯する者

(3) 医療提供施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいう。第 110 条の 27 第1項において同じ。)又は社会福祉施設(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設をいう。第 110 条の 27 第1項において同じ。)に設置された鉱泉浴場に入湯する者

(4) 鉱泉浴場が設置された施設において、入湯に要する費用として 1,000 円以下の料金(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)を負担して入湯する者(当該施設に宿泊する者を除く。)

(5) 学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に規定する学校(大学を除く。))及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者

(6) 前各号に掲げるもののほか、公益上その他の理由により市長が特に必要があると認めるもの

(入湯税の税率)

第 110 条の 22 入湯税の税率は、入湯客1人1日(宿泊を伴う入湯の場合は、1泊をもつて1日とする。)について、150 円とする。

(入湯税の徴収の方法)

第 110 条の 23 入湯税は、特別徴収の方法によつて徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第 110 条の 24 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によつて納入しなければならない。

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第 110 条の 25 入湯税の特別徴収義務者は、法第 701 条の 10、第 701 条の 12 又は第 701 条の 13 の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過

少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によつて納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第 110 条の 26 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、その旨を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 鉱泉浴場を經營しようとする者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書を提出した者は、その申告した事項に異動を生じた場合には、直ちにその旨及び前項各号に掲げる事項を記載した申告書に、その旨を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第 110 条の 27 入湯税の特別徴収義務者(共同浴場、一般公衆浴場又は鉱泉浴場が設置された医療提供施設若しくは社会福祉施設の経営者を除く。)は、毎日の入湯客数及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から3年間これを保存しなければならない。

2 加古川市入湯税取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市市税条例(昭和 33 年条例第 13 号。以下「条例」という。)第3章第 1 節に規定する入湯税について、その詳細な取扱いを定めるものとする。

(鉱泉浴場の定義)

第2条 条例第 110 条の 20 に規定する「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法にいう温泉を利用する浴場をいうものであるが、同法の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として認識されるものも含まれる。

(共同浴場の定義)

第3条 条例第 110 条の 21 第2号に規定する「共同浴場」とは、業として經營される浴場ではないもので、マンション、寮等に付設され、日常の利用に供されるものをいう。

(入湯に要する費用の定義)

第4条 条例第 110 条の 21 第4号に規定する「入湯に要する費用」とは、入場料、休憩料、入湯料等の名称にかかわらず、鉱泉浴場を利用するために支払う料金をいう。ただし、当該鉱泉浴場において、入湯のみに要する料金が明示され、かつ、当該料金での利用が可能である場合

は、当該料金を「入湯に要する費用」とする。

- 2 一定時間以上の利用に追加料金が必要である場合は、追加料金を含めた料金を「入湯に要する費用」とする。
- 3 曜日により異なる利用料金の設定を行っている場合は、利用する日の料金を「入湯に要する費用」とする。
- 4 期間を定めて低廉な利用料金の設定を行っている場合は、利用する日の料金を「入湯に要する費用」とする。
- 5 回数券やポイントカード、割引券、無料券を使用する場合は、支払う料金(回数券を使用する場合は、販売額を当初の利用可能回数で除して得た金額)を「入湯に要する費用」とする。
- 6 自社が発行しないポイントで、一定汎用性のあるものの利用によって支払う料金が減少する場合には、ポイント利用前の料金を「入湯に要する費用」とする。
- 7 会員料金の設定を行っている場合は、当該料金を、当該料金によって鉱泉浴場を利用できる日数で除した金額を「入湯に要する費用」とする。
- 8 「入湯に要する費用」の定義の具体例については、別に定める「入湯税特別徴収の手引」による。

(宿泊の定義)

第5条 条例第 110 条の 21 第4号及び第 110 条の 22 に規定する「宿泊」とは、旅館業法第2条第5項または住宅宿泊事業法第2条第2項に規定する宿泊をいう。

ただし、2暦日にわたらない宿泊(いわゆるデイクース)については、宿泊に該当しないものとする。

(修学旅行その他の行事等の定義)

第6条 条例第 110 条の 21 第5号に規定する「修学旅行その他の行事」とは、遠足や学校教育活動の一環として行われる部活動など、学校教育上の観点から行われる行事をいう。

2 条例第 110 条の 21 第5号に規定する「これらの者を引率する者」とは、引率を行う学校関係者や心身の障がい等により介助を必要とする生徒等を介助し、引率する者をいい、旅行業者の添乗員等を含まない。

(鉱泉浴場が設置された宿泊施設における入湯)

第7条 鉱泉浴場が設置された宿泊施設においては、原則として、宿泊者を入湯客とみなし、入湯税を課するものとする。ただし、個々の宿泊者の入湯の有無を把握することができる場合は、入湯していない者に対しては入湯税を課さない。

(鉱泉浴場が設置された施設での滞在が複数の暦日にわたる場合の入湯)

第8条 宿泊を伴わず、2暦日にわたって継続して鉱泉浴場に滞在する場合の入湯については、滞在開始時刻の属する日の1日の入湯とする。

また、3暦日目以降も継続して鉱泉浴場に滞在する場合の2暦日を超える部分については、暦日

ごとに入湯税を課する。

3 地方税法(抄)

第4章 目的税

第4節 入湯税

(入湯税)

第 701 条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第 701 条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150 円を標準とするものとする。

(入湯税の徴収の方法)

第 701 条の3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(入湯税の特別徴収の手続)

第 701 条の4 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)

第 701 条の5 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第1号の者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第1号及び第2号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

(1)特別徴収義務者

(2)納税義務者又は納税義務があると認められる者

(3)前2号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるも

の

- 2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
- 4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第701条の18第6項の定めるところによる。
- 5 第1項又は第3項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第701条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1)前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - (2)前条第1項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者
 - (3)前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第701条の7 第701条の4第2項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の納入しなかつた金額が100万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、100万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第1項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
- 4 前項の規定により第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第701条の8 削除

(入湯税に係る更正及び決定)

第701条の9 市町村長は、第701条の4第2項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

- 2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調

査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

- 3 市町村長は、前2項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。
- 4 市町村長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第 701 条の 10 市町村の徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。)があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足金額に第 701 条の4第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

- 3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第1項又は第2項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第 701 条の 11 入湯税の特別徴収義務者は、第 701 条の4第2項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

- 2 市町村長は、特別徴収義務者が第 701 条の4第2項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第 701 条の 12 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第7項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第 701 条の9第1項又は第3項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについ

て正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と 50 万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に 100 分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に 100 分の 15 の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第 701 条の9第2項の規定による決定があつた場合
- (2) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第 701 条の9第1項又は第3項の規定による更正があつた場合
- (3) 第 701 条の9第2項の規定による決定があつた後において同条第3項の規定による更正があつた場合

- 3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第7項の規定の適用がある場合を除く。)において、前項に規定する納入すべき税額(同項第2号又は第3号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第 701 条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が 50 万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に 100 分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 4 第2項の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは第7項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。)において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第 701 条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。)又は重加算金(次条第3項において

「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあるときは、第2項に規定する不申告加算金額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第2項に規定する納入すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 5 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第2項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 6 市町村長は、第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第2項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 7 第2項の規定は、第5項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(入湯税に係る納入金の重加算金)

第701条の13 前条第1項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

- 2 前条第2項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に100分の40の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 3 前2項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがあるときは、前2項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第1項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 市町村長は、前2項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第5項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

- 5 市町村長は、第1項又は第2項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

4 地方税法施行令(抄)

第3章の4 入湯税

(法第 701 条の 12 第7項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第 56 条の 12 法第 701 条の 12 第7項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1)法第 701 条の 12 第7項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して1年前の日までの間に、入湯税について、同条第2項第1号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第7項の規定の適用を受けていないとき。
- (2)前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されていた場合
 - イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納入すべき税額に係る法第 701 条の4第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)
 - ロ 市町村長が当該納入申告書に係る納入について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該納入申告書の提出があつた日

入湯税の申告についてのお問合せ先・申告書の提出先

加古川市 税務部 市民税課 諸税係

〒675-8501

加古川市加古川町北在家 2000 番地

TEL (079) 427-9161

FAX (079) 424-1372



は、加古川市の魅力を表すブランドメッセージ・ロゴです。